

参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第十号

昭和二十五年三月十五日(水曜日)午後
二時四十五分開会

本日の会議に付した事件

○公職選挙法案(衆議院提出)

○委員長(小串清一君) 只今から委員会を開会いたします。公職選挙法案を議題に供します。速記を始めて下さい。

午後二時四十五分速記中止

午後三時五十分速記開始

○委員長(小串清一君) 速記を始めます。今日は選挙運動に関する各條項について衆議院の法制局三浦部長の御意見を伺い、皆さんの御意見を拜聴して、第四百一十一條まで調査を終りました。これに続行いたします。……その前に参議院の決めました第五百五十九條の第一項、第四号が、公職選挙法案にはそれがないのですが、この説明、引続いて第四百一十二條第一項と六百十條との關係を法制局の課長から御説明を申上げることになります。

○法制局参事(菊井三郎君) 参議院案の第五百五十九條第一項第四号につきましては、只今一括申上げましたので、次の問題につきまして申上げます。公職選挙法案の第四百一十二條第一項第一号におきましては、文書図画の頒布に関する規定でありまして、選挙運動のために使用する文書図画は、左の各号に規定する通常葉書の外は、頒布することができない。……この規定いたしました第一号におきましては、衆議院議員、参議院(地方選出)議員又は都道府県知事

の選挙にあつては、公職の候補者一人について三万枚と規定いたしております。然るに参議院案におきましては、第六十号と同様趣旨の規定を設けておりますが、衆議院議員の選挙にあつては、二万枚といたしてあります。……参議院の地方選出議員又は都道府県知事の選挙にあつては三万枚と規定されておりますので、この点につきましては同じであります。……衆議院議員の選挙につきましては毎数が違つて来ております。尚その次の問題を一括して申上げますが、公職選挙法案には規定がございませんが、参議院案の方では第六十の第三項に「第一項の通常葉書は、二人以上の候補者の氏名を連記して頒布することができない。」と規定いたしておりますが、この点につきましても、公職選挙法案では何ら規定がございません。併しこれは特に制限する必要があるかないかという点から申上げますと、事務的にはこれは規定する必要がなかつたではなからうかと、かように考えられます。

○委員長(小串清一君) この案についての御意見は……

○来馬琢道君 只今の菊井課長の説明によりまして、「二人以上」というのは同じ選挙の種類と申しますが、即ち参議院における地方議員と全国議員というやうなものが組んで、連名で葉書を出すというのをいふのでありましようか、或いはその他の場合でしうか。

六十の三項の規定は「二人以上の候補者の氏名を連記して頒布することができない。」と規定いたしておりますが、この趣旨は、通常の選挙におきましては、一つの選挙の当該選挙の候補者がその選挙において「二人以上の候補者の氏名を連記して頒布することができない。」という趣旨でありまして、参議院の選挙のように、同時に選挙が行われます場合には、その場合もこの趣旨で、この規定がなされたものと考えておるわけでありまして、通常補欠選挙或いは再選挙というように、全国選出の選挙だけ、或いは地方選出の選挙だけという場合には、その場合も入ります。……同時に選挙の場合には、地方選出と全国選出が同時に進行いたします関係上、その場合もこの中に入るといふやうな趣旨で規定されたものだと考えております。

○来馬琢道君 その趣旨であります。……二人以上の候補者が只今申したように、全国議員と地方議員とが協同してその文書、図画を利用することになりますと、そういう一種のスクラムを組んだものが大変便利になることになるので、若しできることならば、それは制限して置く方がよろしいのではないかと思います。

○委員長(小串清一君) 如何でしうか。

○城義臣君 私は当初速記説を大体出しておつたのであります。ところがその後委員会では、御検討の末、速記は禁止した方がよからうというその当時の御意見が多かつたので、大勢に私は順応したつもりでいたのですが、今菊井君の説によると、まあこのことは無理に出さなくてもいいというやうな意味でのお話のように伺つたんですが、私も実は連記することを未だに私の説としては持つておりますので、来馬先生のお話と私の結論は違ひますが、私はさうすべきではないかという意見を持つております。

○委員長(小串清一君) 如何ですか、衆議院案でいいんじゃないですか。

○姫井伊介君 参議院は「二人以上」というのは、二人まではいいいんですか。

○法制局参事(菊井三郎君) これは通常葉書に候補者が「二人以上、二人も入りますが、二人はいけないというわけですか。

○姫井伊介君 候補者と推薦した人があつたとすれば、推薦者は書けないというわけですか。

○法制局参事(菊井三郎君) この規定は「二人以上の候補者の氏名を連記して」ということでありまして、推薦者が別に立候補した方でないという場合には差支ないわけでありまして。

○太田敏兄君 第四百一十二條に二つの疑問があるのですが、その一つの疑問は「選挙運動のために使用する文書図画は、通常三万枚、これは候補者が選挙運動をするときに使用し得る枚数の制限であります。……」

……第三者が推薦状を出す場合はこの外になるのかどうですか。

か、その点と、もう一点は、これも衆議院の方で作られたのだから、衆議院の方の選挙がやはりそれに従うべきなんでしょう、やはり参議院の選挙区は只今申しましたように、衆議院より選挙区は概ね広いのでありまして、葉書の数もやはりこの参議院案のように二万枚、三万枚というふうな差別をつけるべきが当然じゃないかと思ひますが、その点をお尋ねいたします。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 第三者の運動の場合におきましては、從來認めておりました自派の推薦状というやうなものを一切できないというところに今度はなるわけでございます。選挙運動のために使用する文書図画は通常葉書以外は一切頒布が禁止されますので、この枚数の範囲内で候補者と意思を通じて、第三者がその名前を連ねる。或いはその葉書を藉りて自分が推薦状を出す。……こういうことはよろしかろうと思つておりますが、それ以外はできない、……という建前であります。

それから枚数の問題につきましては、これは現在の文書図画の特例に関する法律によりまして、二万枚になつておりますが、これを一万枚引上げまして、衆議院、参議院の地方選出議員等につきましては三万枚にいたしましたわけでありまして、この枚数をお説のやうに、その広さによつて按配して行くということも確かに御意見だろつと思ひますが、これは先程申上げました通り、大体大局的に考えまして、そうしてこれだけの枚数の範囲内で、適当

スター、こういうことに考えておるところに文藝圖の多少の自由の範圍を認めておるといふ点が相違点でございます。

○大島農夫雄君　そこでお聴きたいのですが、そうすると一般名刺のようなものは禁止されておるにも拘らず、この使用中のポスターという意味において、名刺に替るようなものも配れるわけでありますか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君)　それはできませんので、百四十三條の規定は揭示することができない。頒布の問題は先程御審議になりました百四十二條の問題になりますから、名刺、その他無料葉書以外は一切頒布はできないといふ、そちらの方で押さえられておりま

す。百四十三條の問題は揭示の問題であります。ちよつと事柄が違つて来ます。

○委員長(小串清一君) 文書図画の揭示ですから……

○姫井伊介君 百四十三條のボスター、例えばちようちん看板の類はこれは数の制限はないのでありますね。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) こ

れは使用の範囲がおのずから限定いた
されますので、数の制限はしてござい
ません。

○姫井伊介君　だから技術的に或いは
大きいとか小さいとか、デザインを凝
らしてやつても、それは差支えないの
ですな。

○衆議院法制局参事(三浦義男君)　そ
れは差支ないわけであります。

○委員長(小串清一君)　演説会のボス
ダーというやつは、例の何千枚という
規定された以外のものですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) これは百四十三條の四号に規定してござい
ます演説会場において演説会の開催
中云々という規定でございませうか。
○委員長(小串清一君) そうです。
○衆議院法制局参事(三浦義男君) そ
れは枚数制限の外であります。
○委員長(小串清一君) 規格は、大き
さは……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 大
きさにつきましては制限はしてござい
ません、と申しますのは、百四十四條
の三項でポスターと書いてございま
す、それは第一項のポスターというの
で、第一項のポスターと申しますのは、
百四十四條に規定してございませう
か、前條第一項第五号のポスター
ですから、百四十三條の五号で「前
各号に掲げるものを除く外、選挙運動
のために使用するポスター」と限定し
てありますので、百四十三條の一号
から四号に規定してあるのは、枚数の
制限、大きい、小さいの制限はないと
いうことであります。

○委員長(小串清一君) これは私から
も申上げますが、参議院で問題になつ
ておる、つまり第三者の演説会場で使
うものは、その替り演説会中しかこれ
はやれないことになるわけですね。
○衆議院法制局参事(三浦義男君) そ
うです。

○委員長(小串清一君) 演説会が終れ
ば直ぐ取つてしまわなければならん。
だからよいのじやないか、演説会を昨
日やつておいて、そのまますつと貼つ
て置けば、反則行為になるが、演説会
が済んだら取れば……
○来馬琢道君 そのことについて、ち
よつと私からも念のため申上げます

が、若し只今の委員長の御意見のよう
に、演説会が終つてしまつたら直ぐ取
らなければならんということが、本当
に実行できるように立案されておしま
すか。私共の経験では演説会のポス
ターを貼ることによつて、名前のポス
ターに替へるという方法は、しばしば
行われておることであり、可なり弊害
もあると思つておりますが、その点制
裁についてはどうお考えですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) そ
の点につきましては、百四十三條の四
号で「演説会の開催中及び街頭演説の
場所においてその演説中」ということ
に使用の期間を限定いたしてございま
して、これに對しますところの違反の
罰則の制限規定がございませうので、只
今のお話のような場合が仮にあるとし
ますれば、それは罰則の適用を受け
る、かよふになります。

○来馬琢道君 それでは賛成します。
○委員長(小串清一君) これは衆議院
案でよろしうございませうか……まだど
うせやるのですから、参議院案の方が
却つて落ちてゐる、規定がね。とにかく
次に移りましょう。

今度は百四十四條、並びにそのお隣
りの二を説明して貰います。

○法制局参事(菊井三郎君) 公職選挙
法案の百四十四條はポスターの枚数に
関する規定であります。この数につき
ましては参議院案の要綱でも、第六十
二におきまして同様趣旨の規定を設
けております。併し両院の相違いたし
ます点は、参議院の地方選出議員及び
都道府県知事、都道府県教育委員会
の委員の選挙につきまして、参議院案
ではポスターの枚数を四千枚といたし
ておりますが、衆議院案におきましては

三千枚ということになります。尙全国
選出議員の選挙におきましてポスター
の数が二万枚ということと同様であり
ますが、一つの都道府県内において使
用し得る枚数につきましては、参議院案
では四千枚、かよふになつてございま
す。衆議院案ではこの数にございませ
う、三千ということになつて枚数が相違
いたしてあります。尙、市の議会の議員
及び長、市の教育委員会の委員の選挙
におきまして、そのポスターの枚数が
参議院案では五百枚ということになつ
ておりますが、衆議院案では三百枚と
いうことになつております。尙参議
院案におきましては二人以上の候補者
が共同して、その氏名を連記した選
挙運動のために使用するポスターは、
各候補者につきその枚数を計算する
というように、共同してポスターを使用
した場合について、その枚数は各候補
者について一枚々と計算するといふ
規定を、特に設けておりますが、公職
選挙法案につきましては別段の規定を
設けておりません。これは恐らく解釈
上同様になるということであらうと考
えられます。

尙公職選挙法案の百四十四條の二
項におきまして、ポスターの検印に関
する規定を設けておりますが、この点
につきまして参議院の全国選出議員の
候補者におきまして、これをどう検印
するかという点につきましては、参議院
案におきましては原則といたしまして
は、当該選挙に関する事務を管理する
選挙管理委員会の検印を受ける、但し
参議院全国選出議員の候補者について
は本人の申請によつて、全国選挙管理
委員会が承認した場合、都道府県の
選挙管理委員会の検印を受けることが

できる、こういうように規定いたして
おりますが、公職選挙法案につきまし
ては参議院全国選出議員の候補者に関
する場合に、本人の申請によつて都道
府県の管理する選挙管理委員会の検印
を受けるというような措置に関する規
定がありません。その点が相違いたし
ております。その他につきましては大
体同様であります。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 只
今問題になつております百四十四條
のポスターの枚数制限のところは、お
手許にあります対照表の百四十四條
はその後変更になつておりますので、
お手許に衆議院の成案が行つておれ
ば、それが最後の修正案でございま
すので、御覧願ひたいと思つておりま
す。

その要領を申上げますと、百四十四
條の第一項第一号におきまして枚数は
三千枚ということにいたしてございま
す、そこに但書を附けてまして、参議
院地方選出議員の選挙に當つては、当
該都道府県区の衆議院議員の選挙区
の数が一を超える場合には、その一を増
すごとにそれに一千枚を加えた数字と
いたしまして、参議院地方選出議員の
場合におきましては、同じ都道府県の
区域内における衆議院の選挙区の数が
幾つかありますれば、その数のあるだ
けを枚数を加えて行つて、地方選出議
員のポスターの枚数を衆議院の議員の
場合よりも殖やすといふことの措置
を、第一号の但書を附けて書いたので
ございませう。これは外の場合におきま
しても、こういうふうにやるのが合
理的かも知れませんが、ポスターにつ
きましては、選挙運動において占める
重要な意味がありますので、特にポス

ターにつきましてきやうな措置を講ず
ることになつたわけでございます。そ
れから又この点は非常に公當でいたし
ます場合におきましては、費用負担も
国庫負担ということと関連いたします
ので、先程のように理窟で言へば、全
体についてこういう建前を採るべきで
あるかも知れませんが、そういう点か
ら勘案されて、特にポスターにつ
いてその措置が採られたということ
を御了承願ひたいと思つております。そ
れから二号でありますが、これは第
二号の但書におきまして、この最後の
衆議院案では但し一つの都道府県にお
いて三千枚を超えることができないと
いうことに改めてございませうので、こ
の案で一千枚となつておりますのは、
御訂正願ひたいと思ひます。その次に
この対照表の百四十四條の三、四号
でございませうが、これは一緒にいたし
まして「都道府県の議会の議員、市の議
会の議員及び市長並びに市の教育委員
会の委員の選挙にあつては、公職の候
補者一人について五百枚」ということ
にいたしまして、但し市長の選挙にあつ
ては公職の候補者一人につき二千枚と
いうことになつてございませう、五大市につ
きましてポスター枚数を大巾に引上げ
る、こういうことになつておるわけ
でございませう。それから都道府県と市の
議会の議員につきましては、一緒にい
たしまして五百枚ということにいたし
てございませう。それから百四十四條の
第四号といたしまして、町村の議会の
議員及び市長並びに町村の教育委員会
の委員の選挙につきましては、従来通り
百枚、こういうことになつておる点が、
その後訂正されておりますので附加え

て申上げて置きます。

○委員長(小串清一君) これは議論があると思いますから保留して、もう一応研究することにはしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) では本日はこの程度で、散会いたしまして、明日は午前十時より開会いたします。

午後四時二十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君

理事

大野 幸一君
城 義臣君

委員

大島 農夫雄君
姫井 伊介君
北村 一男君
中川 幸平君
岡本 愛祐君
柏木 庫治君
來馬 琢道君
西郷 吉之助君
宿谷 榮一君
太田 敏兄君
小川 友三君

政府委員

全国選挙管理
委員会事務局長 吉岡 恵一君

法制局側

参事(第二部
第一課長) 菊井 三郎君

衆議院法制局側

参事(第一部長) 三浦 義男君

三月十四日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は三月四日)

一、公職選挙法案(衆)
一、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案(衆)